

平成18年	4月1日	施行(規程第44号)
平成21年	4月1日	一部改正
平成24年	12月1日	一部改正
平成26年	4月1日	一部改正
令和2年	4月1日	一部改正
令和3年	4月1日	一部改正
令和5年	7月1日	一部改正
令和6年	4月1日	一部改正
令和6年	8月1日	一部改正
令和7年	4月1日	一部改正

## 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームいずみ苑運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人刈谷田福祉会が運営する特別養護老人ホームいずみ苑（以下「事業所」という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「ご利用者」という）に対し、心身の特性を踏まえ、適正な介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものとする。

2 事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 4 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、また職員に研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法に規定する介護保険施設等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
- 6 前項のほか、新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホームいずみ苑
- (2) 事業所の所在地 長岡市栃尾泉4 19番地2

(ご利用者の定員)

第4条 事業所のご利用者の定員は、120人とする。

2 居室の数および定員は次のとおりとする。

- (1) 多床室 全34室(4人×23室、2人×11室)
- (2) 個室 全6室

(従業者の職種、従業者数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者(以下「職員」という。)の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)  
職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定介護老人福祉施設等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上(嘱託、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)  
ご利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業

所と兼務)

ご利用者及びご家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (4) 看護職員 4人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)

医師の診療補助及び医師の指示によるご利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

- (5) 介護職員 43人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)

ご利用者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)

ご利用者が、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)

ご利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

- (8) 介護支援専門員 2人以上(常勤、兼務)

ご利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

- 2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、食事の提供、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上

の世話、機能訓練、健康管理、療養上の介助とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、ご利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その処遇を妥当、適切に行うものとする。
- (2) 施設サービスの提供に当たっては、ご利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法により、サービスの提供に努めるとともに、ご利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、ご利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (3) 職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はそのご家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 施設サービスの提供に当たっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、ご利用者を入浴、又は清拭を行うものとする。
- (6) 事業所は、ご利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について援助を行うものとする。又おむつを使用せざるを得ないご利用者のオムツを適切に取り替えるなど、褥瘡が発生しないよう援助し、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
- (7) 事業所は、ご利用者に対し、前項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- (8) ご利用者に対する効果的な機能訓練や職員の負担軽減等を図るため、必要な設備及び備品等を備え、より質の高いサービスの提供に努めるものとする。
- (9) 事業所は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、ご利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けているご利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 食事の提供に要する費用

1日あたり 1,900円

(2) 居住に要する費用

多床室 1日当たり 915円

従来型個室 1日当たり 1,231円

(3) ご利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

実費

(4) 理美容代

ア. 理容 実費

イ. 美容 実費

(5) 施設サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア ご利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

実費

イ ご利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用

実費

ウ インフルエンザ予防接種に係る費用

実費

エ 金銭出納・貴重品管理に係る費用

実費

オ 外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物クリーニング代

実費

カ 家電用品の持ち込み使用にかかる費用

1日あたり 100円

なお、電気毛布等を持ち込み使用した場合は、1日50円を別に支払いを受けるものとする。

3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめご利用者又はご家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得るものとする。

ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、ご利用者又はご家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) ご利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4) ご利用者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) ご利用者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6) ご利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所は、施設サービス提供中に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ配置医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、感染症や火災、地震、風水雪害、その他の非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないものとする。

- 2 管理者は、非常災害その他緊急時に備え、総合訓練を関係機関の協力を得た上で、年2回以上実施する等ご利用者の安全に対して万全を期すものとする。
- 3 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検

討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。

- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上開催すること。
- (4) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上開催すること。
- (5) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。

また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によってはご利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、ご利用者及び職員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

#### (秘密保持)

- 第13条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、ご利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得るものとする。

#### (苦情等への対応)

- 第14条 事業所は、施設サービスに関するご利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要をご利用者及びご家族に文書により説明するものとする。

- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
- 3 事業所は、ご利用者又はご家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てたご利用者に対していかなる差別的な扱いを行わないものとする。

(地域との連携)

第15条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所は、ご利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を行うこと。
  - (4) 事故発生防止のための職員に対する研修を年2回以上行うこと。
  - (5) (1)～(4)に掲げる措置を適切に実施するための専任の担当者を置くこと。
- 2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならないものとする。
- 4 事業所は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束原則禁止)

第17条 サービスの提供に当たっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
  - (1) 身体拘束廃止委員会を開催する。
  - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
  - (3) ご利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施すること。
  - (4) (1)～(3)措置を適切に実施するための専任の担当者置くこと。
- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(職員の研修)

第19条 事業所は、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内に実施
- (2) 継続研修 年6回以上実施

3 事業所は全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第20条 事業所は、ご利用者に対する施設サービス等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設介護サービス計画
  - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
  - (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
  - (4) ご利用者に関する市町村への報告等の記録
  - (5) 苦情の内容等に関する記録
  - (6) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存する。

(暴力団等の排除)

第21条 事業所は、事業の運営について「新潟県暴力団排除条例」の基本理念にのっとり、暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

附 則

- 1 この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月29日議決)
- 2 この規程施行により「介護老人福祉施設運営規程」(平成15年4月1日規程第31号)は廃止する。

附 則

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年3月26日議決)

附 則

この運営規程は、平成24年12月1日から施行する。(平成24年11月22日議決)

附 則

この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月27日議決)

附 則

この運営規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月26日議決)

但し、第7条第2項第2号居住に要する費用は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月22日議決)

附 則

この運営規程は、令和5年7月1日から施行する。(令和5年5月29日議決)

附 則

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月22日議決)

附 則

この運営規程は、令和6年8月1日から施行する。(令和6年7月26日議決)

附 則

この運営規程は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年3月25日議決)